

令和4年度建築基準適合判定資格者検定受検講習会 令和4年5月20日(金)

質問No.	質問	回答
1	<p> 考査B構造の講義の中で、設計用一次固有周期Tを求める際のαについて(スライドP73) ・鉄筋コンクリート造等の場合 $\alpha = 0 \rightarrow T = 0.02h$ ・鉄骨造、木造の場合 $\alpha = 1.0 \rightarrow T = 0.03h$ 上記の他にもう一つ口頭で例示をあげてご説明があったかと思いますが、聞き漏らしてしまいました。 (〇〇の場合は$T = 0.25h$だったのでしょうか?) ご教示いただきますようお願いいたします。 </p>	<p> 設計用 一次固有周期 Tを算出する際のαの値については、建築物における木造や 鉄骨造の 階の高さ方向の割合 で決まります。 もし鉄骨造となる階が高さ方向に半分を占めている場合はαは0.5となることから、$T = 0.025h$となりますという説明を行いました。 </p>
2	<p> 考査B構造の講義の中で「壁を有効にする判断を示すこと」等の記載があれば〇〇が必要」との説明があったかと思いますが、説明の意図がよく分かりませんでした。ご教示いただきますようお願いいたします。(スライドP69) </p>	<p> スライドP69は、耐力壁以外の壁の上下端の緊結状況の説明が示されている部分となります。 もし、「どの壁がAWとして採用できるか」というような問題が出てきた場合には、上端及び下端が構造耐力上主要な部分に「緊結されている」・「緊結されていない」かどうかは判断する根拠(=回答に記載する内容)となります。 過去の設問ではこのような設問は見受けられませんが、念のため触れさせていただきました。 </p>
3	<p> (考査Bの建築計画1と建築計画2について) 今回の講習会からは少しそれてしまいますが、例えば、道路高さ制限など、同じ項目でも建築計画1と建築計画2とでは、説明する程度異なるように思えます。(建築計画2のほうが丁寧)になにか理由があるのでしょうか?教えてください。 </p>	<p> 建築計画1の道路斜線は、一種低層住居専用地域の2階建ての規模で、非常にシンプルです。しかし建築計画2の道路斜線は用途地域が跨いだり、2面以上の道路に面するなど、検討する個所が多く複雑です。併せて、近年斜線制限に対する問題の比重が大きくなってきていることから、詳しく説明を行いました。 </p>